全体に対するコメント他

◎　原科共同議長（東京工業大学）

「5．2構成と内容」に（別添）の「ガイドラインの構成と内容（案）」を入れる。別添としないで本文に含める。

◎　松本悟委員(メコンウォッチ)

構成と内容(案)を別添にせず骨子案に入れてしまった方がいい。構成と内容(案)で具体的に書かれている点が、骨子案で十分丁寧に説明されていないなど、骨子案がやや弱い書きぶりになっている。したがって、構成と内容(案)と骨子案を一体のものとして、統合的に「JICA 環境社会配慮ガイドラインへの提言(案)」という表題を新たに付ける。

◎ 氏家委員（ECFA）

- 先のガイドライン検討委員会から、コメント提出まで時間が、細部にわたる修文案を作成するには時間が短すぎる。今回のコメントにガイドラインの構成と内容に係るものも含むが、具体的な手続きなどに関する記述は、骨子案を議論した上で、再度内容検討を行った修文案を集めることを検討願いたい。最終的には、「骨子案」は検討委員会の合意文書として提言し、別添の「構成と内容」は、委員会での各種意見が盛り込まれた参考資料とすることを考えられたい。
- 構成と内容（案）にある「4．定義」は、改定委員会の提言（骨子案）に移動すべきである。骨子案でも、用語を用いているため。
- 「環境社会配慮の主体は先方政府」だが、作業のフローや各記述では、すべてを JICA が実施するような錯覚を受けるヶ所が目立つ。特に、ステークホルダーとの協議を JICA（事前調査団や本格調査団）が主体的に実施するような記述となっており、協議の主体は相手国政府であることに留意した記述とする必要がある。
- M/P 策定のような開発調査は対象プロジェクトの計画を作る“過程”であり、「計画策定過程」と「環境社会配慮過程」とが常にキャッチボールやフィードバックを繰り返し、「環境社会に配慮した計画」を策定するものである。計画（特に、代替案）は環境社会のみならず、経済・財務なども含め多角的に検討され常に流動的なため、開発調査における環境社会配慮は、その全工程において貫かれるべき「考え方」である。従って、環境社会配慮に係る部分のみを取り出した公開や結論付けをする性格のものではないことを念頭に置いた手続きとするよう、留意が必要である。

◎　山﨑委員（農水省）

フロー図は「構成と内容」（案）の理解を深めるための参考資料としての位置付けである。仮に参考資料として本文に添付するならば、本文の無いように応じた変更が必要である。

◎　山田委員（外務省無償資金協力課）

フローチャートについては、ガイドラインの参考資料程度の位置付けとすべき。

◎　川村委員（APEC モニター NGO ネットワーク）

条約・基準名	内容	備考
ILO先住民族条約、先住民族権	先住民族の人権に関わる権利（土	

利宣言案	地、言語、文化）	
子どもの権利条約*	子どもの人権に関わる権利	子どもの権利委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
女性差別撤廃条約*、女性に対する暴力撤廃宣言	女性の人権に関わる権利	女性差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）*	医療、居住、食、水へのアクセス、教育などに関する権利	社会権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)*	報道の自由、結社の自由等、司法の独立、法の下の平等、裁判を受ける権利	自由権規約委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的意見」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
人種差別撤廃条約*、少数者権利宣言	差別禁止、少数者保護(独自の文化の保護等)などに関わる権利	人種差別撤廃委員会が条約の解釈文書として採択する関連する「一般的勧告」も参考となる。遵守状況については同委員会への政府報告書及び委員会の勧告が参考となる。
障害者機会均等化基準規則	障害者の権利保護	

◎　**村山委員（早稲田大学）**

○全体構成について

・「提言（骨子案）EC14/2」と「ガイドラインの構成と内容（案）EC14/3」を同等の扱いにすべき。骨子案だけではこれまでの議論の意図が十分に反映されない。そのため、第一部、第二部というような表現にしてはどうか。

・標記の統一

・改定委員会としての要望の水準を確認する必要あり？

各文において、「しなければならない」「する必要がある」「求められる」「望ましい」など、様々な表現が使用されているため、グレードの違いを委員会で共有するか、あるいはほぼ同義として扱うか整理する必要があるかもしれません。

・「提言（骨子案）EC14/2」の章立てについて

本委員会は、JICA が行う協力事業のためのガイドラインを検討することが目的であるから、「4. 我が国政府等に求められる取組」は重要であるものの、後段に位置づけられるべき。そのため、以下のような章立てを提案。

（原案）

4. 我が国政府等に求められる取組

5. 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容

6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

（提案）

4. 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容

5. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

6. 我が国政府等に求められる取組

◎　**櫻井委員（経産省）**

【フロー図】

- ○　フロー図の位置づけを明確にするため（フロー図は政府の役割を規定／説明するものではない）、4つのフロー図を束ねる表題として、「環境社会配慮にかかるJICAの業務実施フロー」と記載すべき。
- ○　また、スコーピング、スクリーニングの回数等は必ずしもすべての場合においてフロー図での回数の通りにすることは非現実的。相手国政府の対応、現地の状況等によって、フロー図中の回数よりも少ない回数で十分な場合もあるし、より多くの回数が必要な場合もあることを踏まえ、フロー図はあくまでも「例示」であるとの注書きを記載すべき。

□　**馬谷氏（自治労大阪府職員労働組合）**

用語について（全編）

○　国際協力の文書で「わが国」はいかにもみっともない。→日本に。

○　ステークホルダーは無限定であやういことばである。

今回のガイドラインの文章では次のような言いかえで、文脈に応じて表現できるのではないか、というか文脈に応じて表現すべきである。ちなみに、①から⑤を協議の対象として同列に扱うことは人権と民主主義の原理にそぐわない。

① 事業の実施により直接の影響を受ける居住者（略語の提案：居住者）

② ①以外の住民（略語：住民。場合によっては市民又は国民）

③ ①、②以外で事業について意見を有するもの（略語：NGO等）

④　関連する政府機関（略語：政府機関）

⑤　上記以外の者で事業の実施について経済的利害を有する者（略語：その他の利害関係者）

□　**神田氏（ODA 改革ネットワーク関西）**

「わが国」という表現については「日本」という表現に改めるべきである。

△　JICA

- 「subsistence economy」、「ソーシャルキャピタル」、「グッドプラクティス」、「ジェンダー」、「スキーム」、「アカウンタビリティ」、「ノーアクション」などに、「注」などによる説明を入れる。
- 「具申する」→「提出する」に修正。